

令和5年度に授業料免除を受けていない者に対する経済支援

令和5年度に授業料免除申請の手続きができなかった場合や学力基準に達しなかった等の事情により、授業料免除を受けられず経済的に困難な状況に直面している学生に対して、経済的支援を実施します。

【対象者】

以下のすべてに該当する者

- 令和5年度に授業料免除を受けていない学期がある者
- 本学の授業料免除の家計基準に該当している者(学力基準は問わない)

※授業料免除に申請をしたが、家計基準対象外のため不許可となった者は申請対象外

※高等教育の修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)に採用されている者で支援区分が「対象外」のため、授業料免除が受けられなかった者は申請対象外

【給付額】

30,000円(一時金)

※予算を超える申請があった場合は、経済的困窮度の高い者から採用する

【家計基準】

茨城大学における授業料免除選考に関する要項に定められている家計基準に該当していること

日本人学生(一般)・・・生計維持者(原則、父母)の課税証明書の「市町村民税所得割額」合計額

独立生計学生(大学院生のみ)・・・本人及び配偶者の収入額

外国人留学生・・・本人の収入額(仕送り含む)

家計基準額表

学種	市町村民税所得割額合計	収入額目安※
学部(日本人)	102,599円以内	年収470万円未満程度
学部(留学生)	102,599円以内	年収470万円未満程度
修士・博士前期・専門職学位(日本人)	102,599円以内	年収470万円未満程度
修士・博士前期・専門職学位(留学生)	304,199円以内	年収910万円未満程度
博士後期(日本人・留学生)	304,199円以内	年収910万円未満程度
専攻科	102,599円以内	年収470万円未満程度

※独立生計学生及び外国人留学生は収入額目安欄をご確認ください。

【提出書類】

授業料免除申請書類と同様のもの

(日本人) ○…全員提出、△…該当する場合は提出

書類	日本人学生 (一般)	独立生計学生
提出書類チェックシート【様式1】	○	○
授業料免除を受けていない者に対する経済支援申請書【様式2】	○	○
【日本人学生(一般)】生計維持者の令和5年度の課税証明書 【独立生計学生】学生本人及び配偶者の令和5年度の課税証明書	○	○
【日本人学生(一般)】生計維持者の世帯全員分の住民票 【独立生計学生】学生本人または配偶者が世帯主の世帯全員分の住民票	○	○
健康保険証のコピー(学生本人または配偶者が世帯主のもの)	—	○
申立書【様式3】(以下のいずれかに該当する者) ●貸与奨学金にのみで生計を立てており、課税証明書による収入確認が困難な者 ●給付奨学金を受給している者	—	△
年収額(実績・見込)証明書【様式4】(給与収入がある者)	—	△
採用されている奨学金の決定通知書コピー(奨学金が決定している者)	—	△
振込依頼書【様式7】	○	○
通帳のコピー(振込依頼書に記入した口座情報がわかるもの)	○	○

(私費外国人留学生) ○…全員提出、△…該当する場合は提出

書類	私費外国人留学生
提出書類チェックシート【様式1】	○
授業料免除を受けていない者に対する経済支援申請書【様式2】	○
家庭状況調書及び生活状況申告書【様式5】	○
収入金額及び生活に関する説明書【様式6】	○
日本での生活に利用している金融機関の利用明細がわかる書類 ※金融機関の通帳の写し	○
身分証明書の写し(在留カード表裏面または外国人登録証明書表裏面)	○
奨学金受給期間がわかる書類(奨学金受給者のみ)	△
年収額(実績・見込)証明書【様式4】(アルバイトをしている者)	△
その他、収入金額がわかる書類	△
振込依頼書【様式7】	○
通帳のコピー(振込依頼書に記入した口座情報がわかるもの)	○

【提出期限】

令和6年2月16日(金)17:00 (日立キャンパスは16:00)

郵送で提出する場合は、令和6年2月16日(金)必着

【提出先】

●大学窓口で提出する場合

水戸キャンパス学生支援センター (平日 8:30~17:00)

日立キャンパス工学部学務グループ (平日 9:00~16:00)

阿見キャンパス農学部学務グループ (平日 8:30~17:00)

●郵送で提出する場合

〒310-8512 茨城県水戸市文京2-1-1 茨城大学学生支援センター 宛

上記住所宛に、簡易書留やレターパックなどの郵便記録の残る方法で送付してください。

「授業料免除を受けていない者に対する経済支援申請書 在中」と封筒に朱書きしてください。

【結果通知】

申請した者の大学で付与している学生番号のメールアドレス宛に審査結果を送付します。

採用された者に対して、結果通知後に決定した支援額を振り込みます。

【許可の取り消し】

・許可の理由が消滅した場合や虚偽の申請が判明した場合には、給付決定を取り消し、給付金を返還するものとする。

【その他】

・標準修業年限超過者も申請可能とする。

・申請期限を過ぎた場合は、受理いたしません。